

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

青色事業専従者給与の未払い

Q：私は、個人で建設業を営む青色申告者ですが、資金繰りが悪化したため、青色事業専従者給与が未払いになっています。

この場合、青色事業専従者給与に関する届出書の範囲内の給与であれば、必要経費に算入できますか。

A：一定の場合を除き、未払いの青色事業専従者給与は、必要経費に算入できません。

【解説】

青色事業専従者給与の必要経費算入は、青色事業専従者がその事業から実際に給与を受けた場合に限り認められることになっています。

ただし、資金繰りの関係で、たまたま、支給期に支払うことができなかった場合など未払いになったことについて相当の理由があり、しかも、帳簿に明瞭に記載され、短期間に現実に支払われるものであれば、一時的に未払いの状態であったとしても、必要経費に算入できます。

したがって、長期未払給与が累積していくような場合や、相当期間未払いのまま放置されているような場合のように、現実に支払いの事実がないと認められるような場合には、必要経費に算入できないことになります。

